

令和2年 第1回浅口市農業委員会議事録

令和2年1月15日浅口市役所3階会議室に、浅口市農業委員会を招集する。

召集委員は次のとおり

農業委員10名			農地利用最適化推進委員11名		
議席番号	氏名	出欠	担当区域	氏名	出欠
1	間田一男	欠	金光1	原田恒明	出
2	大橋浩治	出	金光2	鍋谷恒久	出
3	友田陽勝	出	金光2	安田文彦	出
5	古川秀昭	出	金光3	友田一美	出
6	佐藤和博	出	金光3	菰口清司	出
7	西本健次	出	鴨方1	吉川孝之	出
8	虫明祝典	出	鴨方1	田淵義正	欠
9	虫明伸吾	出	鴨方2	横山栄治	出
10	山下康朗	出	鴨方2	西山富雄	出
11	渡邊豊	出	鴨方3	高井基次	出
12			鴨方3	山下眞治	欠
13	岡田直樹	出	寄島1	高淵末孝	出
			寄島2	大島明敏	出

事務局

局長 平本 仁至 書記 板谷 俊之

会議に付した議案等

日程第1 議事録署名委員の指名

日程第2 会期の決定

日程第3 議事

議案第1号 農地法第3条関係

議案第2号 農地法第5条関係

議案第3号 農用地利用集積計画

日程第4 報告事項

報告第1号 農地法第4条関係

報告第2号 農地法第5条関係

報告第3号 利用目的の変更届

日程第5 その他

開会（午後4時30分）

議長 皆さん、明けましておめでとうございます。昨年同様浅口市の農業のますますの発展のためにご尽力、ご協力をよろしくお願いいたします。

 ことしも安心・安全に活動できたらいいなと思っております。

 それでは、ただいまより令和2年第1回浅口市農業委員会を開催させていただきます。

 ただいまの出席委員は10名です。定足数に達しておりますので、これより令和2年第1回浅口市農業委員会を開会します。

 日程第1、議事録署名委員の指名を行います。

 本日の議事録署名委員は、浅口市農業委員会会議規則第12条第2項の規定により、議長において2番大橋委員、13番岡田委員を指名します。

 日程第2、会期の決定についてを議題とします。

 会期は本日1日としたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

委員 異議なし声

議長 異議なしと認め、会期を本日1日とします。

 日程第3、議事に移ります。

 議案第1号農地法第3条の規定による許可申請についてを議題とします。

 632番の件について、事務局の説明を求めます。

事務局 失礼します。議案第1号農地法第3条の規定による許可申請について（所有権移転）。令和2年1月15日提出。

 番号632、土地の所在地、鴨方町地頭上。地目、田。面積564平方メートル。

 譲り受け人は、鴨方町鴨方、78歳、農業。譲り渡し人は、神奈川県相模原市南区新磯野町1丁目、78歳、無職。譲り受けの理由は増反、譲り渡しの理由は労力不足です。

 譲り受け人は、取得に必要な下限面積を超えており、農機具の保有状況、労働力、通作距離、周辺農地との利用関係など問題がなく、取得後も全ての農地を利用すると認められます。

 以上のことから、許可要件を満たしていると考えられます。

 以上です。

議長 次に、7番西本委員、補足説明をお願いします。

委員 7番西本です。

 場所は鴨方東小学校の南側です。譲り渡し人が遠方在住のために管理ができないということで売買の話になったものです。特に問題ありません。ご審議よろしく申し上げます。

議長 ただいま説明がありました。質疑はありませんか。

委員 なし声

議長 質疑なしと認めます。

 それでは、632番の件についてご異議ありませんか。

委員	異議なし声
議長	異議なしと認め、許可することに決定をいたします。
事務局	<p>続きまして、633番の件について、事務局の説明を求めます。</p> <p>失礼します。番号633、土地の所在地、金光町佐方。地目、田。面積301平方メートル。</p> <p>譲り受け人は、金光町佐方、56歳、会社員兼農業ほか1名。譲り渡し人は、金光町佐方、44歳、無職。譲り受け、譲り渡しの理由は贈与です。</p> <p>譲り受け人は、取得に必要な下限面積を超えており、農機具の保有状況、労働力、通作距離、周辺農地との利用関係など問題がなく、取得後も全ての農地を利用すると認められます。</p> <p>以上のことから、許可要件を満たしていると考えられます。</p> <p>以上です。</p>
議長	次に、3番友田委員、補足説明をお願いします。
委員	場所が佐方バイパス信号から南西へ200メートルのところになります。譲り受け人と譲り渡し人はご家族でありまして、贈与ということになります。特に問題はないと思いますので、よろしくをお願いします。
議長	ただいま説明がありました。質疑はありませんか。
委員	なし声
議長	質疑なしと認めます。
委員	それでは、633番の件についてご異議ありませんか。
議長	異議なし声
事務局	<p>異議なしと認め、許可することに決定をいたします。</p> <p>続きまして、641番の件について、事務局の説明を求めます。</p> <p>失礼します。番号641、土地の所在地、金光町大谷。地目、田。面積263平方メートル。</p> <p>譲り受け人は、金光町大谷、47歳、農業。譲り渡し人は、金光町大谷、87歳、無職。譲り受けの理由は増反、譲り渡しの理由は労力不足です。</p> <p>譲り受け人は、取得に必要な下限面積を超えており、農機具の保有状況、労働力、通作距離、周辺農地との利用関係など問題がなく、取得後も全ての農地を利用すると認められます。</p> <p>以上のことから、許可要件を満たしていると考えられます。</p> <p>以上です。</p>
議長	次に、5番古川委員、補足説明をお願いします。
委員	5番古川です。
議長	この土地は、大谷東の金光教下刈駐車場から東へ行ったところの集落から南に行ったところになります。所有者も高齢で管理ができなくなり近隣の方が譲り受けることになりました。ご審議よろしくをお願いします。
議長	ただいま説明がありました。質疑はありませんか。

委員 なし声
議長 質疑なしと認めます。
それでは、641番の件についてご異議ありませんか。

委員 異議なし声
議長 異議なしと認め、許可することに決定をいたします。
議案第2号農地法第5条の規定による許可申請についてを議題とします。
630番の件について、事務局の説明を求めます。

事務局 失礼します。議案書は3ページになります。
議案第2号農地法第5条の規定による許可申請について（所有権移転）。令和2年1月15日提出。
番号630、土地の所在地、金光町佐方。地目、畑。面積88平方メートル。
譲り受け人は、岡山市北区十日市中町、住宅設備販売業。譲り渡し人は、土地の所有者の相続財産管理人である岡山市北区富田町、71歳、弁護士。転用目的は、宅地の拡張です。施設の概要は、隣接する空き家の住宅棟を社宅として購入し、あわせて当該畑を駐車場として利用しようとするものです。全体面積は859.92平方メートルです。農地区分は第2種で、当該転用目的を達成できるほかの土地はありません。事業規模、資力、権利関係、被害防除計画、他法令による許可見込みなど、一般基準上も問題はありません。
以上のことから許可要件を満たしていると考えられます。なお、転用後の地目は宅地です。
以上です。

議長 次に、友田委員、補足説明をお願いします。

委員 土地は国道沿いのひらい動物病院から南西へ200メートルのところになります。空き家である宅地と併せて購入するという転用になります。宅地と一体化したような土地であり、特に問題はないと思いますので、よろしくをお願いします。

議長 ただいま説明がありました。質疑はありますか。

委員 なし声
議長 質疑なしと認めます。
それでは、630番の件についてご異議ありませんか。

委員 異議なし声
議長 異議なしと認め、許可することに決定をいたします。
続きまして、631番の件について、事務局の説明を求めます。

事務局 失礼します。番号631、土地の所在地、鴨方町六条院東。地目、畑。面積393平方メートル。
譲り受け人は、岡山市南区内尾、52歳、会社員。譲り渡し人は、東京都世田谷区下馬1丁目、49歳、建設土木業。転用目的は、長屋建て住宅の建設です。施設の概要は、長屋建て住宅1棟、226.37平方メートル、木造2階建てガルバリウム鋼板ぶき、駐輪場1棟、8.87平方メートル、ガスボンベ庫1棟、1.62平方メー

トル、隣接する宅地と合わせて全体面積は846.81平方メートル、建蔽率は27.97%です。農地区分は第3種です。事業規模、資力、権利関係、被害防除計画、他法令による許可見込みなど一般基準上も問題はありません。

以上のことから、許可要件を満たしていると考えられます。なお、転用後の地目は宅地です。

以上です。

議 長 次に、11番渡辺委員、補足説明をお願いします。

委 員 11番渡辺です。

この案件の場所は、JRの六条院東の踏切のすぐ側の里見川沿いに東へ200メートルぐらい行った川の南側の場所になります。この案件は、去年の農地パトロールで耕作放棄地となっていた土地であります。水利委員、土木委員の許諾も得ておりますので、何も問題ないと思います。よろしくお願ひいたします。

議 長 ただいま説明がありました。質疑はありませんか。

委 員 なし声

議 長 質疑なしと認めます。

それでは、631番の件についてご異議ありませんか。

委 員 異議なし声

議 長 異議なしと認め、許可することに決定をいたします。

議案第3号農用地利用集積計画についてを議題とします。

事務局の説明を求めます。ただし、安田委員が当事者となっている案件がありますので、農業委員会法第31条の規定による議事参与の制限により、安田委員には当該案件の審議が終了するまで退席していただきます。

(安田委員 退場)

議 長 それでは、説明をお願いします。

事務局 議案書は4ページになります。

議案第3号農用地利用集積計画について。令和2年1月15日提出。

説明をいたします。

今回の議案の番号46番から58番は、農業者年金の経営移譲年金特例対象農地及び相続税等納税猶予対象特例農地ではございません。また、全て農業従事者も確保されており、農業経営に必要な農機具も所有しております。

利用権設定を受ける者は10名です。更新件数が8件で、新規件数が12件、いずれも農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしております。契約期間は、3年未満が1件、3年以上6年未満が17件、10年以上が2件です。地目別設定面積は、田1万6,915平方メートル、畑5,005平方メートル、計2万1,920平方メートルです。ご審議よろしくお願ひいたします。

議 長 ただいま説明がありました。質疑はありませんか。

委 員 なし声

議 長 質疑なしと認めます。

委員 それでは、この件についてご異議ありませんか。

議長 異議なし声

議長 異議なしと認め、承認することに決定をいたします。

議長 安田委員に入室をしてもらってください。

議長 (安田委員 入場)

議長 安田委員に報告します。

議長 議案第3号については承認されました。

議長 ここで、事務局から追加審議の要請がありました。

議長 浅口市農業委員会会議規則第3条の規定により、これを認め、審議することとします。

議長 議案第4号農業委員会法令遵守の申し合わせにつき決議を求めることについてを議題とします。

事務局 事務局の説明を求めます。

事務局 失礼します。資料は左上に議案第4号と書いてある書類です。よろしいでしょうか。

事務局 議案第4号農業委員会の法令遵守の申し合わせにつき決議を求めることについて。令和2年1月15日提出。

事務局 昨年10月に農業委員会会長が農地転用に係る収賄容疑で逮捕されるという事件が続けて発生しましたことを受け、11月28日に開催された全国農業委員会会長代表者集会において農業委員会の法令遵守、綱紀保持に関する申し合わせが決議されました。これを踏まえ、令和元年12月20日付、岡農議第213号により、全国農業会議所会長から当該申し合わせにつき各農業委員会においても徹底するよう通知がありました。申し合わせの内容は次のとおりです。

事務局 私たち農業委員、農地利用最適化推進委員は、農業者の公的な代表機関である農業委員会組織の一員として、法令にのっとり適正に農地制度を運用し、農地利用の最適化を実現する責務を負っている。特に、農地制度に基づく許認可に係る事務については、個人情報に接することも多く、公平、公正な運用はもちろんのこと、個人情報保護も徹底しなければならない。私たち農業委員、農地利用最適化推進委員は、高い倫理観を持ち、法令遵守を徹底するため、下記事項についてここに申し合わせ、決議する。

事務局 1、農業委員会が担っている職務と責務を改めて自覚し、法令にのっとり適正に農地制度を運用すること。特に、農業委員会法第31条の議事参与の制限及び同法第33条の議事録の公表を適切に実施し、農業委員会の議事の公平、公正さを確保すること。

事務局 2、農業委員、農地利用最適化推進委員としての高い倫理観を維持し、法令遵守を徹底するための研修等を実施すること。

事務局 まず、1についてですが、農業委員会法第31条には、農業委員会の委員は自己または同居の親族もしくはその配偶者に関する事項についてその議事に参与をすること

ができないと規定してあります。これまでも委員さんに関連する案件がありました場合は退席していただいておりますが、ご面倒ですけれども、引き続きそのように実施していきたいと考えております。

また、議事録の公表につきましては、テープ起こしに時間を要するため、委員会の約1カ月後にはなりますが、市のホームページに掲載するようしております。過去3年分は掲載しておりますし、議事録そのもの、文書の状態のものは、公文書として保存期間を永年と設定し、保管しております。加えて同法第14条の規定には、委員は職務上知り得た情報は漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とすると規定されております。議案集等の取り扱いにはご配慮いただきますよう改めてお願いしたいと思っております。

次に、2番についてですが、全国農業会議所が言う法令遵守とは、綱紀保持ということもありますが、これについては先月の会長の開会のご挨拶にも触れられたところであります。綱紀保持以外の部分でいえば、ご承知のとおり、農地法の許認可には他法令の許可見込みも関係しております。幸い浅口市では、岡田委員に必要な応じて専門的なご意見をいただいておりますし、定期的に法律勉強会もしていただいております。なお、来月の委員会の後、第2回の勉強会を予定していただいております。

以上です。

議長 ただいま説明がありました。質疑はありませんか。

委員 なし声

議長 質疑なしと認めます。

それでは、この件についてご異議ありませんか。

委員 異議なし声

議長 異議なしと認め、承認することに決定をいたします。

日程第4、報告事項に移ります。

報告第1号農地法第4条の規定による農地転用届出についてを議題とします。

関連がありますので、634番及び635番の件について、一括して事務局の説明を求めます。

事務局 失礼します。資料はもとの議案書に戻ります。7ページになります。

報告第1号農地法第4条の規定による農地転用届出について。令和2年1月15日提出。

番号634、土地の所在地、金光町占見新田。地目、田。面積335平方メートル。

番号635、土地の所在地、金光町占見新田。地目、田。面積40平方メートル。

届け出人は、金光町占見新田、76歳、自営業。転用目的は、一般住宅及び進上路です。農地区分は第2種です。提出書類により、事業規模、資力、権利関係、被害防除計画等を審査した結果、特に問題はありませんでしたので、事務局において専決処分をしております。なお、転用後の地目は宅地です。

以上です。

議 長 次に、問田委員が欠席しておりますので、2番鍋谷委員、説明をお願いします。

委 員 これは場所を言やあええんですかね。

事務局 はい。

委 員 議長。

議 長 はい。

委 員 これは、金光学園の北東部から北へ300メートルいった道路の西側になります。何ら問題はないと思います。よろしくをお願いします。

議 長 ただいま説明がありました。質疑はありませんか。

委 員 なし声

議 長 質疑がないようですので、報告を受けたこととします。

報告第2号農地法第5条の規定による農地転用届出についてを議題とします。

619番の件について、事務局から説明をお願いします。

事務局 失礼します。議案書は8ページになります。

報告第2号農地法第5条の規定による農地転用届出について（所有権移転）。令和2年1月15日提出。

番号619の1から9までの土地の所在地は、全て金光町須恵。地目は全て田です。番号619の1、面積318平方メートル、番号619の2、面積414平方メートル、番号619の3、面積546平方メートル、番号619の4、面積1,140平方メートル、番号619の5、面積3,464平方メートル、番号619の6、面積376平方メートル、番号619の7、面積277平方メートル、番号619の8、面積492平方メートル、番号619の9、面積563平方メートル。全体面積は、隣接する山林も合わせて9,277.73平方メートルです。

譲り受け人は、倉敷市真備町、建設業者。譲り渡し人は、金光町須恵、77歳、農業、同じく、87歳、無職、同じく、75歳、農業、同じく、49歳、会社員、金光町大谷、81歳、無職、金光町須恵、60歳、無職及び里庄町里見、79歳、無職です。

転用目的は、資材置き場で、農地区分は第2種です。提出書類により、事業規模、資力、権利関係、被害防除計画等を審査した結果、特に問題はありませんでしたので、事務局において専決処分をしております。

以上です。

議 長 次に、3番友田委員、補足説明をお願いします。

委 員 場所は金光駅の南側で大谷と須恵の境あたり、国道と里見川の間にある箇所になります。造成されるということで、特に問題はないと思いますので、よろしくをお願いします。

議 長 ただいま説明がありました。質疑はありませんか。

委 員 なし声

議 長 質疑はないようですので、報告を受けたこととします。

続きまして、636番の件について、事務局から説明を求めます。

事務局 失礼します。この案件は、先ほどの報告第1号の番号634、635の関連になります。番号636、土地の所在地、金光町占見新田。地目、田。面積7.08平方メートル。

譲り受け人は、金光町占見新田、76歳、自営業。譲り渡し人は、金光町占見新田、81歳、農業。転用目的は、進入路です。農地区分は第2種です。提出書類により、事業規模、資力、権利関係、被害防除計画等を審査した結果、特に問題はありませんでしたので、事務局において専決処分をしております。なお、転用後の地目は宅地です。

以上です。

議長 続きまして、問田委員が欠席しておりますので、2番鍋谷委員、補足説明をお願いします。

委員 先ほどの634番と635番と同一の案件となります。これは住宅への進入路をつくるということであります。何ら問題はないと思います。よろしくをお願いします。

議長 ただいま説明がありました。質疑はありませんか。

委員 なし声

議長 質疑はないようですので、報告を受けたこととします。

事務局 報告第3号利用目的変更届け出を議題とします。

629番の件について、事務局の説明を求めます。

事務局 失礼します。議案書は9ページになります。

報告第3号利用目的の変更届について。令和2年1月15日提出。

番号629、土地の所在地、鴨方町益坂。地目、田。面積251平方メートル。

届け出人は、鴨方町益坂、78歳、農業。変更内容は、田を畑にするため20センチの盛り土をするものです。

以上です。

議長 ただいま説明がありました。質疑はありませんか。

委員 なし声

議長 質疑はないようですので、報告を受けたこととします。

事務局 日程第5、その他に移ります。

事務局から報告等がありましたらお願いします。

事務局 失礼します。その他については2件あります。

1件目、浅口市農業委員会の委員等の報償費の支給に関する内規について。

最後は次回の委員会ですが、2月14日金曜日、1時30分。場所は確定申告の関係で2月、3月はこの会議室が使えませんが、ここではなくてこの建物の前の道を1段下がったところにあります消防機庫の2階の会議室になります。ご面倒をおかけしますが、よろしくをお願いします。

議長 ほかに何かありますか。

委員 なし声

議長 ほかにないようですので、本日の委員会は以上で閉会とします。

ご苦労さまでした。

閉会（午後5時3分）

上記顛末を記載した者は書記板谷俊之であるが、その内容が相違ないことを証するためここに署名する。

令和2年1月15日

浅口市農業委員会長

⑩

同 委 員

⑩

同 委 員

⑩